

第4章

施策の展開

第1節 基本方針Ⅰ 地域の支え合いの推進

施策の方向性と取組の内容

今後も高齢化が進行するなかで、市民が住み慣れた地域で高齢期の生活を安心して営むことができるよう、地域包括支援センターを中核として、保健・医療・福祉の関係団体や民生委員・児童委員、町会、地域住民等と連携し、さらなる相談支援体制の充実を図るとともに、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、支え合いながら暮らすことができる地域づくりを推進します。

また、高齢者の数は減少していくものの、75歳以上の後期高齢者の数は増加することが予測されており、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ慢性疾患や認知症等の高齢者も増加することが見込まれることから、医師会をはじめ関係団体と緊密に連携しながら、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を進めるとともに、認知症の人やその家族が孤立せず、地域の理解と協力のもと暮らし続けることができるよう、認知症に関する正しい知識と理解の促進や相談先の周知、支援体制の強化に取り組めます。

基本施策1 共に支え合う地域づくりの推進

- <施策の目標>
- ・多様な人々の支え合いによる地域社会の実現をめざします
 - ・支援を必要とする人へ早期に介入し、適切な支援を行います

個別施策

- (1) 地域包括支援センターの機能強化
- (2) 地域ケア会議の推進
- (3) 高齢者の日常生活支援体制の充実・強化
- (4) 高齢者虐待防止の推進
- (5) 地域における見守り活動の推進
- (6) 介護に取り組む家族等への支援の充実
- (7) 福祉コミュニティエリアにおける取組の推進

基本施策 1	個別施策(1) 地域包括支援センターの機能強化
	ア 地域包括支援センターの体制整備
	イ 地域包括支援センターとの連携・協働
	ウ 地域包括支援センターの普及・啓発
	エ 福祉拠点の整備 【新規登載】

ア 地域包括支援センターの体制整備

地域包括支援センターは、地域包括ケアの中核機関として、様々な相談対応やサービス等のコーディネートを行うにあたり、多分野にわたる専門知識や技術を必要とするとともに、総合相談支援業務をはじめとする各事業の実施においては、高齢者の自立支援や地域課題の解決に向けた、より積極的な地域との関わりが求められています。

地域包括支援センターが地域包括ケアシステム構築に向け、期待される役割を果たすとともに、実態把握や関係機関とのネットワーク構築などの活動を十分に行うことができるよう、高齢者の人口等に応じた適切な職員配置を図ります。

また、国や市が実施する地域包括支援センターの自己評価や市の事業評価を通じて、地域包括支援センターの事業の質の向上に努めます。

イ 地域包括支援センターとの連携・協働

市の地域包括ケアに関わる課や相談窓口に保健師や社会福祉士といった専門職を配置し、地域包括支援センターが適正かつ効果的に事業が実施できるよう連携を図ります。

(ア) 運営方針・活動計画の策定の連携

地域包括支援センターと協働し、取組の方向性や活動目標等を設定した運営方針を策定するほか、運営方針をもとに各地域包括支援センターが策定する活動計画やその遂行状況の自己評価、次年度の活動計画への反映といった PDCA サイクルによる事業展開に積極的に関わることにより、効果的な事業運営と事業の質の向上に努めます。

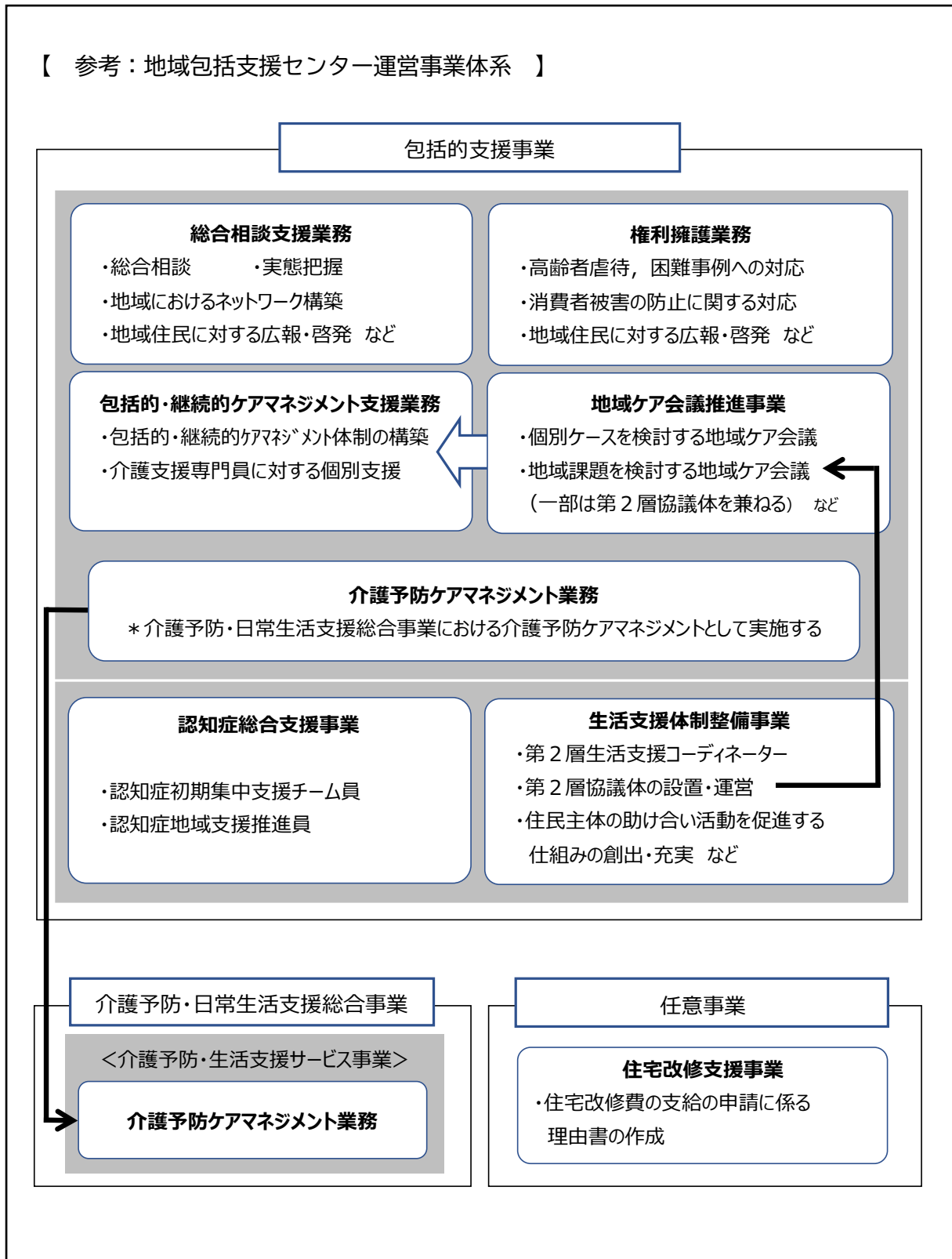
(イ) 地域包括支援センターとの協働

高齢者の複雑かつ多様化する相談や困難事例などに適切に対応するため、地域包括支援センターの職員と情報を共有しながら協働して課題解決を図るほか、定期的な協議の場を設けるとともに、地域包括支援センター連絡協議会が開催する会議や職能部会に参加し、意見交換や助言を行うなど、地域包括支援センターに対する支援を継続します。

ウ 地域包括支援センターの普及・啓発

地域包括支援センターが、サブネームである「高齢者あんしん相談窓口」として、地域の身近な相談先としての役割を果たせるよう、地域包括支援センターの機能や利用できる場面について、積極的に普及・啓発を図り、地域住民の認知度の向上に努めます。

【 参考：地域包括支援センター運営事業体系 】



工 福祉拠点の整備

近年、核家族化の進行、ひとり親家庭の増加などにより、家庭の力が弱まるとともに、地域の共同体による支援力が低下しており、また、8050問題のように、世帯単位で複数分野の問題を抱えていたり、様々な問題が絡み合っただ複雑化することにより、制度の狭間に陥り支援を受けられないケースや本人や家族がどこに相談してよいのか分からないようなケースも増加してきています。

こうしたことに対応するため、社会的な孤立を防ぐとともに、公的機関をはじめとする既存の窓口と連携し、各種制度や社会資源に柔軟に繋ぎ、個人・家族が直面する困難に適切に対処する福祉拠点を整備し、市民がより身近な場所で包括的な相談・支援を受けられる体制を整えるとともに、各種社会資源との連携・活用を積極的に進め、本計画期間内には市内10圏域の地域包括支援センターに自立相談支援機関を併設し、「多機能型地域包括支援センター」とし、地域で支える福祉の実現を図ります。

基本施策 1	個別施策(2) 地域ケア会議の推進
	ア 地域ケア会議の開催 【一部新規登載】 イ 地域ケア会議の充実 【一部新規登載】

ア 地域ケア会議の開催

地域住民，民生委員・児童委員など地域の支援者や専門的視点を有する多職種の参画により，地域ケア会議を開催し，高齢者やその家族に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を図るとともに，多職種・多機関が連携・協働し，地域包括支援ネットワークの構築を進めます。

(ア) 地域包括支援センターが主催する地域ケア会議

日常生活圏域において，地域住民および民生委員・児童委員などの地域の支援者，介護支援専門員(ケアマネジャー)等の多職種と連携・協働し，「個別ケースを検討する地域ケア会議」および「地域課題を検討する地域ケア会議」を開催し，個別ケースの支援を通じて，地域課題の把握を行うとともに，地域包括支援ネットワークの構築を進め，高齢者の自立支援や地域課題の解決に必要な社会資源の開発を推進します。

また，リハビリテーション等の専門職と連携した自立支援型個別ケア会議の実施に向けた検討を進めます。

(イ) 市が主催する地域ケア会議

a 地域ケア全体会議

日常生活圏域から抽出された地域課題を踏まえ，地域包括支援センターや関係機関，関連する会議体等と連携・協働し，『共に支え合うまち函館をめざして』をテーマに，「困った時に頼める人がいる」，「誰かの役に立っている」という市民が増えるよう，地域住民，関係機関，行政の総合力による地域づくりを行います。

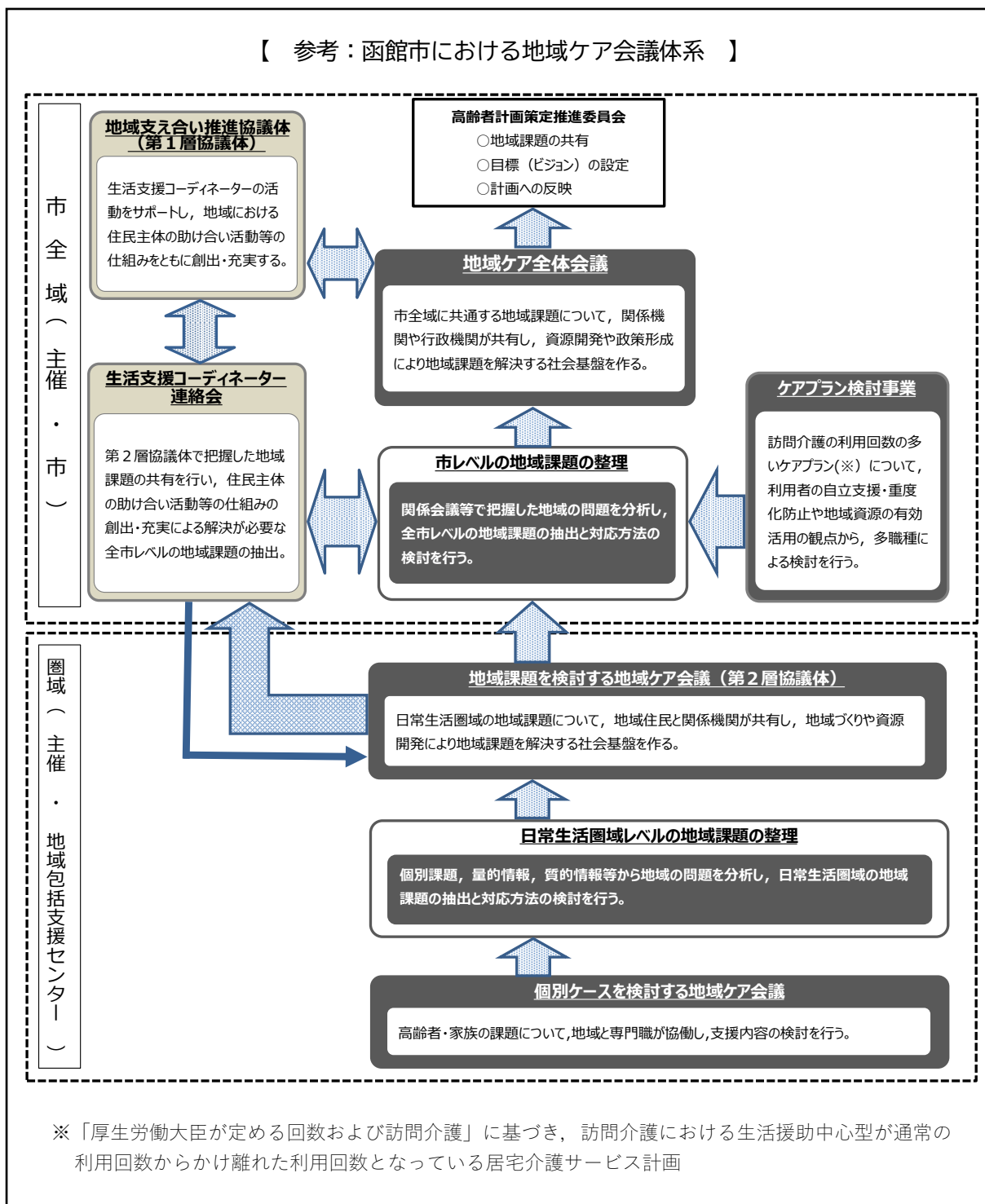
b ケアプラン検討事業

訪問介護における生活援助中心型サービスが通常の利用回数からかけ離れた回数となっているケアプランについて，理学療法士，作業療法士，看護師等の多職種による検討を行い，利用者の自立支援・重度化防止につながるような，より良いサービスの提供をめざします。

イ 地域ケア会議の充実

個別ケースを検討する地域ケア会議において、地域包括支援センターと協働して自立支援型個別ケア会議を新たに設置し、ケアマネジメント支援の視点を強化するほか、把握した地域課題の整理方法、既存の会議体等との連携体制を拡充することについて検討を進めるなど、実効性のある仕組みづくりに取り組み、地域ケア会議の充実を図ります。

【 参考：函館市における地域ケア会議体系 】



基本施策 1	個別施策(3) 高齢者の日常生活支援体制の充実・強化
	ア ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業
	イ 東部地区外出支援サービス
	ウ 除雪サービス
	エ 「食」の自立支援事業
	オ 高齢者生活援助員派遣事業
	カ ショートステイ事業
	キ シルバーハウジング生活援助員派遣事業
	ク 在宅福祉ふれあいサービス事業
	ケ 安心ボトル（救急医療情報キット）配付事業
	コ 介護支援ボランティアポイント事業 【一部新規登載】
	サ 暮らしのサポーター養成事業
	シ 生活支援体制整備事業

ア ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業

ひとり暮らしの高齢者等で、身体が虚弱なため緊急事態に機敏に行動することが困難な方や突発的に生命に危険な症状が発生する持病を抱えている方などを対象に、火災や急病、その他の事故等の緊急時に消防本部へ通報できる装置を設置します。

【緊急通報システムの設置状況】

	実績		見込	
	2018年度	2019年度	2020年度	
新規設置台数	164	140	162	台
年度末設置総数	1,588	1,469	1,451	台

イ 東部地区外出支援サービス

車いすの利用などで一般の交通機関を利用することが困難な東部地区居住の高齢者等を対象に、移送用車両で利用者の居宅と医療機関等との間の送迎を行います。

【東部地区外出支援サービスの利用者数】

	実績		見込	
	2018年度	2019年度	2020年度	
利用者数（のべ）	3,129	2,634	2,273	人

ウ 除雪サービス

ひとり暮らしの高齢者等で、除雪を行うことが困難で家族等の支援を受けられない方を対象に、生活通路の確保のため、除雪や排雪、屋根の雪下ろしを行います。

【除雪サービスの利用者数】

	実績		見込	
	2018年度	2019年度	2020年度	
利用者数(のべ)	1,474	614	1,543	人

エ 「食」の自立支援事業

地域の事業者が実施している配食サービスを活用し、ひとり暮らしの高齢者等で、食事の調理が困難な方を対象に、定期的に食事を提供するとともに、利用者の安否確認を行います。

【「食」の自立支援事業の実施状況】

	実績		見込	計画			
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	
利用件数(のべ)	16,409	14,541	13,199	13,199	13,199	13,199	件

オ 高齢者生活援助員派遣事業

ひとり暮らしの高齢者等を対象に、介護保険制度で対応できない草取りなどの家周りの手入れ等、一時的に軽易な生活援助サービスを行い、在宅で自立した生活を送ることができるよう支援します。

【高齢者生活援助員の派遣状況】

	実績		見込	
	2018年度	2019年度	2020年度	
利用者数(のべ)	44	40	54	人

カ ショートステイ事業

在宅での自立した日常生活を営むことに支障がある高齢者で、介護している方の疾病などにより、介護保険の利用限度を超えて短期入所生活介護等の利用が必要と認められる方などに、一時的に短期入所生活介護施設等に入所させ、必要なサービスを提供します。

【ショートステイ事業の実施状況】

	実績		見込	
	2018年度	2019年度	2020年度	
利用日数（のべ）	561	530	344	日

キ シルバーハウジング生活援助員派遣事業

高齢者の特性に配慮し、バリアフリー化された市営住宅花園団地内のシルバーハウジングに生活援助員を配置し、居住者に対する生活指導・相談、安否確認、緊急時の対応等のサービスを提供します。

ク 在宅福祉ふれあいサービス事業

社会福祉協議会が実施主体となり、町会単位で設置している在宅福祉委員会において、ひとり暮らしの高齢者等を対象に、訪問安否確認や家事援助、給食、訪問理美容のサービスを提供するほか、ボランティア団体への活動支援、健康・生きがいづくりなどに関する各種事業を実施します。

【在宅福祉ふれあいサービス事業の実施状況】

	実績		見込	
	2018年度	2019年度	2020年度	
在宅福祉委員会数	122	122	125	委員会
協力員数	1,918	1,841	1,875	人
対象世帯数	5,585	5,509	5,621	世帯

ケ 安心ボトル（救急医療情報キット）配付事業

65歳以上のひとり暮らしの高齢者等を対象に、かかりつけ医療機関や持病などを記載した情報用紙等を保管する安心ボトル（救急医療情報キット）を無料で配付し、万一の際の迅速で適切な救急活動に役立てることにより、高齢者の日常生活の安心と安全を図ります。

【安心ボトルの配付状況】

	実績		見込	
	2018年度	2019年度	2020年度	
配付数	291	284	220	本

コ 介護支援ボランティアポイント事業

高齢者が介護施設等においてボランティア活動を行い、その実績に応じて付与されたポイントを換金や障がい者施設による製品と交換する体制を構築することにより、高齢者の社会参加や地域貢献を積極的に奨励・支援し、高齢者の介護予防の推進を図ります。

また、地域の支え合いを広げていくため、ボランティアの活動内容や活動場所等の拡充について検討します。

サ 暮らしのサポーター養成事業

住民が主体となって行う生活支援や介護予防の活動等に携わるボランティア（暮らしのサポーター）を養成するほか、サポーターを地域の活動の場へつなぐことや、新たな住民主体の助け合い活動の立ち上げの支援をすることにより、地域における支え合いを推進します。

【暮らしのサポーター養成事業の実施状況】

	実績		見込	計画			
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	
養成研修実施回数	3	1	1	1	1	1	回
養成研修修了者数	66	16	31	30	30	30	人
サポーター登録者数	-	53	72	92	112	132	人

シ 生活支援体制整備事業

市全域（第1層）および日常生活圏域（第2層）単位に配置する生活支援コーディネーターならびに設置する協議体において、住民の社会参加や地域の実情に応じた支え合いの仕組みづくり等を推進し、高齢者が安心して在宅生活を継続できる地域の実現をめざします。

(ア) 生活支援コーディネーター

社会参加を通じた地域の支え合いや介護予防に関する普及・啓発、生活支援・介護予防サービスに関する情報の把握、地域に不足するサービスの開発等の役割を担います。

(イ) 協議体

生活支援コーディネーターや社会福祉協議会、地縁団体、民間事業者等、地域における多様な主体間の情報共有や地域に応じた支え合いの仕組みづくりの検討の場としての役割を担います。

基本施策 1	個別施策(4) 高齢者虐待防止の推進
	ア 高齢者虐待防止の普及・啓発
	イ 高齢者虐待防止ネットワークの構築
	ウ 高齢者虐待事例への対応

ア 高齢者虐待防止の普及・啓発

(ア) 地域住民および地域の支援者への普及・啓発

地域住民および民生委員・児童委員や町会等の地域の支援者に対し、市や地域包括支援センター等の対応窓口や高齢者の異変に気付く視点等について、地域包括支援センターによる出前講座等を通じた普及・啓発を図ります。

(イ) 介護サービス事業者等への普及・啓発

介護サービス事業者等に対し、高齢者虐待防止に関する研修を実施し、高齢者虐待の未然防止や早期発見に向けたスキルアップを図ります。

また、新設の介護サービス事業所に対し、函館市高齢者虐待対応支援マニュアルを用い、発見の際の通報義務や虐待対応の流れ、身体拘束等について説明をすることにより、その普及・啓発を図ります。

イ 高齢者虐待防止ネットワークの構築

司法などの専門家や医療・介護分野、警察等の関係機関により構成する要援護高齢者・障がい者対策協議会を開催し、高齢者虐待の早期発見や要援護者に対する適切な支援を行うための関係者間とのネットワークを構築します。

ウ 高齢者虐待事例への対応

(ア) 養護者による高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」等の関係法令や、函館市高齢者虐待対応支援マニュアルに基づき、市の相談窓口配置する保健師、社会福祉士が中心となり、地域包括支援センターと連携し、高齢者の迅速かつ適切な保護および養護者に対する支援等を行います。

(イ) 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

高齢者虐待防止法等の関係法令や、函館市高齢者虐待対応支援マニュアルに基づき、市の保健師、社会福祉士が中心となり事実確認を行い、虐待と判断した場合は、改善指導や行政処分を行います。

基本施策 1	個別施策(5) 地域における見守り活動の推進
	ア 高齢者見守りネットワーク事業 イ 地域の見守り活動の普及・啓発

ア 高齢者見守りネットワーク事業

(ア) 単身高齢者の実態把握

高齢者の孤立を防ぎ、支援が必要な方を早期に把握するため、地域包括支援センターが、介護サービス等を利用していない 75 歳以上の単身高齢者宅を訪問し、対象者の心身や生活の状況等について実態把握を行い、必要に応じ各種サービス利用等の適切な支援につなげます。

(イ) 地域見守り活動協定事業者等との連携

民間事業者等が業務中に支援や保護を求められた場合、または訪問先などで異変等を発見した際に、市に相談・通報することにより、迅速かつ適切な対応につなげられるよう、市内の民間事業者等と、地域見守り活動に関する協定を締結し、協力体制の構築を図ります。

イ 地域の見守り活動の普及・啓発

地域住民が共に支え合う地域の基盤づくりに向けて、地域包括支援センターと連携し、出前講座、リーフレットの配布等により、地域での見守りの重要性について普及・啓発を図ります。

コラム

函館市では市民の約 3 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者であり、独居や高齢者のみで暮らす世帯が年々増加していることから、高齢者の異変を早期に発見することができる地域の見守りがとても重要になっています。

近所で「いつもと様子が違う」と感じた方がいらっしゃった際は、高齢者の見守りホットライン(電話 21-3025)、や「高齢者あんしん相談窓口 地域包括支援センター」までご相談ください。

▼市が配布しているリーフレット



基本施策 1	個別施策(6) 介護に取り組む家族等への支援の充実						
	ア 家族介護者交流事業						
	イ 男性家族介護者交流事業						
	ウ 介護マーク配付事業						
	エ 家族介護支援員の配置						
	オ 家族介護慰労事業						
	カ 家族介護用品給付事業						
キ 認知症サポーター養成事業							

ア 家族介護者交流事業

高齢者等を介護している家族を介護から一時的に解放し、介護者相互の交流を行うことにより、家族介護者の心身のリフレッシュを図ります。

【家族介護交流事業の参加者数】

	実績		見込	計画			
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	
参加者数	48	65	40	100	100	100	人

イ 男性家族介護者交流事業

男性家族介護者ならではの悩み、不安、介護負担を男性介護者相互の交流を通じ精神的な不安の解消を図ります。

【男性家族介護者交流事業の実施状況】

	実績		見込	計画			
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	
開催回数	4	5	5	6	6	6	回

ウ 介護マーク配付事業

認知症の人の介護は、他の人から見て介護していることがわかりにくいいため、介護者が偏見や誤解を受けることがないように、介護者であることを周囲に知らせる介護マークを作成し、周知および配付することにより、介護者を温かく見守り支え合う地域づくりを推進します。

エ 家族介護支援員の配置

高齢者や認知症の人を在宅で介護している家族の介護負担を軽減するため、保健師等の専門職を配置し、介護の悩みや心配に対する相談に応じるなど、地域のなかで安心して生活できるよう支援するほか、働く家族やダブルケア当事者に対する相談体制の充実について検討します。

オ 家族介護慰労事業

寝たきりや認知症の高齢者を介護サービスを利用せずに在宅で介護している家族に対し、介護による身体的、精神的および経済的な負担を軽減するため、慰労金を支給します。

【家族介護慰労事業の実施状況】

	実績		見込	計画			
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	
給付者数	4	6	7	110	110	110	件

カ 家族介護用品給付事業

寝たきりや認知症の高齢者を在宅で介護している家族に対し、紙おむつの購入に要する費用負担を軽減するため、利用券を交付します。

【家族介護用品給付事業の実施状況】

	実績		見込	計画			
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	
給付者数	1,731	2,008	2,059	2,059	2,120	2,185	人

キ 認知症サポーター養成事業

認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場において、認知症の人やその家族を支援する認知症サポーターを養成します。

【認知症サポーター養成講座の実施状況】

	実績		見込	計画			
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	
実施回数	47	35	35	50	50	50	回
受講者数（のべ）	1,288	1,229	986	1,400	1,400	1,400	人

基本施策 1	個別施策(7) 福祉コミュニティエリアにおける取組の推進
	福祉コミュニティエリアにおける取組の推進

福祉コミュニティエリアは、東央部第1圏域に位置する日吉町4丁目の市営住宅団地跡地に、子どもからお年寄りまで、障がいの有無に関わらず、安全で安心して快適に暮らし続けられる住まい等を整備し、多世代交流施設を中心として、高齢者や障がい者の支援に取り組み、ふれあいや生きがいをもって共に支え合う地域コミュニティを形成することで、地域共生社会の実現に向けた各種取組を進めます。

【福祉コミュニティエリアにおける主な取組】

- 「交流・居場所」 … 多世代交流イベントなどの開催
- 「活躍・しごと」 … 障がい者就労支援事業者などとの協働
- 「健康づくり」 … NPO法人などと連携した高齢者の運動促進

コラム

福祉コミュニティエリア内の多世代交流施設では、地域コミュニティの形成を目指し、高齢者を対象とした体操教室等の各種サークル活動のほか、障がい者就労支援事業者と協働したマルシェ（市場）やダンスイベントを開催するなど、地域住民の交流を深める場になっています。

▼ダンスイベントの様子



▼マルシェの様子



▼体操教室の様子



基本施策2 在宅医療・介護連携の推進

<施策の目標> 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築に向けた取組を推進します

個別施策

- (1) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- (2) 医療・介護連携支援センターの機能の充実

基本施策 2	個別施策(1) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
	P D C Aサイクルに沿った在宅医療・介護連携推進事業の運営

切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に向け、地域の医療・介護関係者と連携の目指すべき姿を共有し推進するため、医療・介護連携推進協議会および各種部会での協議を通じて、医療・介護連携支援センターの取組と現状の分析・評価を行い、抽出課題への対応や施策を立案するなど、P D C Aサイクルに沿って各種事業に取り組みます。

基本施策 2	個別施策(2) 医療・介護連携支援センターの機能の充実
	ア 地域の医療・介護の資源の把握
	イ 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築推進
	ウ 在宅医療・介護連携に関する相談支援
	エ 地域住民への普及・啓発
	オ 医療・介護関係者の情報共有の支援
	カ 医療・介護関係者の研修

ア 地域の医療・介護の資源の把握

在宅療養を支える地域の医療機関や介護サービス事業所の情報を引き続き把握し、医療・介護連携支援センターのホームページ上の「在宅医療・介護連携マップ」を更新し、市民および医療・介護関係者へ活用を周知します。

イ 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築推進

患者・利用者の入退院時における医療・介護関係者間の連携のための標準的なルールとして作成した「はこだて入退院支援連携ガイド」の周知および活用状況の検証を行うほか、医療・介護連携における「急変時の対応」、「看取り」の局面における市内の各関係機関の好取組事例の調査研究とその横展開などに取り組みます。

また、患者・利用者が行政区域を越えて在宅医療・介護サービスを利用する実態を踏まえ、北海道の支援のもと関係市町と連携し、本市のガイドや情報共有ツールの活用やノウハウの提供を進めます。

ウ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

医療・介護連携支援センターに看護師や社会福祉士の資格と介護支援専門員(ケアマネジャー)の資格を併せ持つ専門の相談員を配置し、市民や地域の医療・介護関係者からの相談対応、必要な情報提供のほか、関係者が円滑に連携するための調整・支援を積極的に行います。

エ 地域住民への普及・啓発

地域住民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるよう、医療と介護の連携に関する各種の情報を、高齢者対象大学や老人福祉センターなどの高齢者が集まるさまざまな場を通じて提供し、普及・啓発に取り組みます。

オ 医療・介護関係者の情報共有の支援

患者・利用者の在宅療養生活における状態の変化等に応じて、医療・介護関係者間で速やかな情報共有を行うためのツールとして作成した「はこだて医療・介護連携サマリー」の活用状況の検証を行うとともに、ICTの活用による情報共有に向けた調査研究を進めます。

カ 医療・介護関係者の研修

在宅医療や介護に関わる多様な職種間の相互理解を深め、専門的な知識の普及や資質の向上が図られるようさまざまな研修会を企画し、開催します。

また、市内の各関係機関が開催する研修情報等を一元化し、医療・介護連携支援センターのホームページ上に公表することにより、関係多職種が相互に学ぶことができる機会を情報提供します。

基本施策3 認知症高齢者等への支援の充実

<施策の目標> 認知症の人とその家族を支える地域づくりに取り組みます

個別施策

- (1) 知識の普及と理解の促進
- (2) 認知症の人と家族への支援体制の強化
- (3) 医療・介護・地域連携による適時・適切な予防・支援の推進
- (4) 成年後見制度の利用促進

基本施策 3	個別施策(1) 知識の普及と理解の促進
	ア 認知症ケアパスの普及および活用
	イ 認知症ガイドの配布
	ウ 軽度認知障害スクリーニングテストの実施
	エ 若年性認知症への理解の促進

ア 認知症ケアパスの普及および活用

認知症の人やその家族が認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような支援を受ければよいか理解できるよう、状態に応じた適切な医療や介護サービスなどの提供の流れを示す認知症ケアパスを配布し、活用に努めます。

イ 認知症ガイドの配布

認知症に早く気づき、症状を理解して適切に対応することができるよう、認知症ガイドを作成し、公共機関の窓口や医療機関、各相談窓口に設置します。

ウ 軽度認知障害スクリーニングテストの実施

認知症の前段階である軽度認知障害（MCI）の疑いがある高齢者を早期に発見し、介護予防活動につなげるとともに、認知症の正しい知識の普及啓発や早期診断の契機とすることを目的にスクリーニングテストを実施します。

エ 若年性認知症への理解の促進

認知症ケアパスの普及を通じて、若年性認知症の人やその家族の状態に応じた適切な支援に繋げるとともに、北海道とも連携し、若年性認知症への理解の促進を図ります。

基本施策 3	個別施策(2) 認知症の人と家族への支援体制の強化
	ア 認知症サポーター養成事業 【再掲】
	イ 認知症カフェを実施する団体等への支援 【一部新規登載】
	ウ 認知症地域支援推進員の配置
	エ 認知症関連団体支援事業

ア 認知症サポーター養成事業 【再掲 48 ページ】

イ 認知症カフェを実施する団体等への支援

認知症の人やその家族、地域住民、専門職等が集い、認知症の人を支えるつながりを支援するとともに、認知症の人の家族の介護負担の軽減に資することを目的とした認知症カフェの地域展開を推進するため、認知症カフェを実施する団体等に対して、企画・運営や市民周知に関する支援を行います。

ウ 認知症地域支援推進員の配置

医療機関や介護サービス事業所および地域の支援機関との連携を図るための取組や、認知症の人やその家族に対する相談・支援事業などを行う認知症地域支援推進員を配置し、支援体制の強化を図ります。

エ 認知症関連団体支援事業

地域において自主的に認知症を予防する活動に取り組んでいるグループや認知症の人とその家族への相談・支援活動を行っている団体を支援します。

基本施策 3	個別施策(3) 医療・介護・地域連携による適時・適切な予防・支援の推進
	ア 認知症相談の実施
	イ 認知症初期集中支援チームの配置
	ウ 函館地区高齢者のためのSOSネットワークシステム

ア 認知症相談の実施

市役所、地域包括支援センターをはじめとして、社会福祉協議会や認知症の家族会、認知症疾患医療センターにおいて電話、来所などによる相談に随時対応するなど、相談体制の充実を図ります。

イ 認知症初期集中支援チームの配置

認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられることを目的として、認知症が疑われる人や認知症の人およびその家族に対し、訪問、観察、評価、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、必要な医療・介護等のサービスにつなげ、自立生活の支援を行うための認知症の専門医や医療・介護の専門職からなる「認知症初期集中支援チーム」により、早期診断・早期対応に向けた地域の支援体制を推進します。

ウ 函館地区高齢者のためのSOSネットワークシステム

認知症高齢者等が行方不明となった場合に、北海道や警察署、周辺自治体等との連携、ならびに市のANSINメールによる市民への情報配信、捜索への協力の呼びかけにより速やかな保護に努めます。

【行方不明者の捜索状況】

	実績		見込	
	2018年度	2019年度	2020年度	
捜索された人数（実数）	30	27	30	人

基本施策 3	個別施策(4) 成年後見制度の利用促進
	ア 成年後見センターの設置・運営
	イ 市民後見人の養成
	ウ 成年後見制度利用支援事業

ア 成年後見センターの設置・運営

成年後見制度の利用促進における中核機関およびワンストップサービス機関として成年後見センターを設置し、成年後見制度に関する相談・利用支援、普及啓発のほか、市民後見人の育成・指導・活動支援・受任調整、関係機関との連携などを行い、制度の利用促進を図ります。

イ 市民後見人の養成

成年後見制度利用者の増加に伴い、親族以外の第三者後見人等に対するニーズが高まっていることから、弁護士などの専門職以外の第三者後見人として市民後見人を養成します。

ウ 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分で、成年後見制度の利用が有効と認められる認知症高齢者等が、身寄りがいない等の場合に、家庭裁判所への申立てを本人・親族に代わって市長が行うほか、制度の利用に係る費用負担が困難な方にその費用を助成します。

第2節 基本方針Ⅱ 自立した生活を送ることができる環境の整備

施策の方向性と取組の内容

高齢者が地域において自立した生活を営むためには、一人ひとりが健康を維持することや、生きがいを持って日常生活を過ごすことが重要です。

このため、介護予防や健康づくりに関する知識の普及に努めるほか、高齢者が身近な場所でこれらの活動に取り組むことができるよう、介護予防教室や地域で介護予防に主体的に取り組む住民グループへの支援等を実施するとともに、高齢者が趣味や特技、サークル活動、ボランティア活動、就業等を通じて地域で交流・活躍できる機会や場を広げていく取組を進めます。

また、高齢者の日常生活の活動能力を高めて社会参加を促すことも重要であることから、リハビリテーションの専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）や管理栄養士等と連携し、高齢者の自立支援を推進します。

さらに、市民、団体、行政といったあらゆる主体が連携した市民協働のまちづくりや福祉のまちづくり、交通安全対策、消費者・防犯意識の啓発、防火・防災対策、高齢者向けの住まいの確保などに取り組み、安心・安全な生活環境の整備を進めます。

基本施策4 介護予防・健康づくりによる自立の推進

<施策の目標> 高齢者が主体的に身近な場所で介護予防と健康づくりに取り組む環境を整えます

個別施策

- (1) 介護予防の普及・啓発
- (2) 地域の主体的な介護予防活動の支援
- (3) 地域リハビリテーションの推進
- (4) 高齢期の健康づくり・疾病予防の推進

基本施策 4	個別施策(1) 介護予防の普及・啓発						
	ア 介護予防の普及・啓発						
	イ 介護予防教室						
	ウ 介護予防体操の普及						

ア 介護予防の普及・啓発

地域の要望に応じた健康教育・健康相談等のほか、自分の身体の状態を知り、日頃の介護予防の取組へのきっかけづくりや運動継続の励みとなる体力測定会を実施するなど、高齢者の運動・生活機能の維持・向上につながる介護予防の普及・啓発に努めます。

【健康教育の開催回数と参加者数】

	実績		見込	計画			
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	
開催回数	100	114	81	130	130	130	回
参加者数(のべ)	2,190	2,307	1,336	2,020	2,020	2,020	人

イ 介護予防教室

高齢者が自立した生活が続けることができるように、介護予防教室の効果的なあり方を研究しながら、継続して実施します。

【介護予防教室の開催回数と参加者数】

	実績		見込	計画			
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	
開催回数	512	479	330	600	600	600	回
参加者数(のべ)	8,809	8,760	4,400	8,550	8,550	8,550	人

ウ 介護予防体操の普及

高齢者自らが自宅や地域の集まりの場で、楽しみながら気軽に介護予防に取り組めるご当地体操として制作した「はこだて賛歌 de 若返り体操」の普及に努めます。

基本施策 4	個別施策(2) 地域の主体的な介護予防活動の支援
	ア 地域住民グループの支援 【一部新規登載】
	イ 介護予防体操リーダーの養成
	ウ 介護支援ボランティアポイント事業 【再掲】
エ 暮らしのサポーター養成事業 【再掲】	

ア 地域住民グループの支援

地域において介護予防に主体的に取り組んでいる住民グループが、効果的に介護予防活動を行えるよう、助言・指導を行うとともに、介護予防体操リーダーやボランティアの紹介・派遣のほか、住民グループが活動する場（施設等）を市が情報提供することにより、活動の場の支援を行います。

イ 介護予防体操リーダーの養成

簡単で気軽に楽しめる「はこだて賛歌 de 若返り体操」など介護予防体操の指導や地域での介護予防活動の運営に参画が期待できる介護予防体操リーダーを養成し、地域における介護予防の取組を推進します。

ウ 介護支援ボランティアポイント事業 【再掲 44 ページ】

エ 暮らしのサポーター養成事業 【再掲 44 ページ】

コラム

函館市では、市民の皆さんがいつまでも元気でいきいきとした生活を送るために、市民になじみ深い「はこだて賛歌」にあわせて、無理なく楽しく体を動かすことができる「はこだて賛歌 de 若返り体操」を制作し、65歳以上の市民やその家族の方、介護保険事業所等を対象に、DVDを配布しています。（無料、1人1枚限り）配付場所は、高齢福祉課（市役所2階）、各支所、地域包括支援センター（市内10ヶ所）です。

▼はこだて賛歌 de 若返り体操（解説図の一部）

♪(1番) 誰かに住む街	聞かれたら	はい 函館と	答えませ
			
右ヒジと左ヒザ寄せる	左ヒジと右ヒザ寄せる	右手右足開く	左手左足開く
体幹&腰回りの強化 もものつけ根&腰の強化		わき腹強化&首ストレッチ すね&太もも&お尻外側強化	

基本施策 4	個別施策(3) 地域リハビリテーションの推進
	地域リハビリテーション活動支援事業 【一部新規登載】

地域における介護予防・自立支援の取組の機能強化を図るため、地域団体や事業所等にリハビリテーションの専門職（理学療法士，作業療法士，言語聴覚士），管理栄養士および栄養士を派遣し，高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言するなど，以下の支援を行うほか，派遣する専門職の拡大について検討します。

(ア) 地域団体等が行う介護予防に関する技術的支援

(イ) 介護職員への技術的支援

(ウ) 地域ケア会議やサービス担当者会議におけるケアマネジメント支援

【地域リハビリテーション活動支援事業の実施状況】

	実績		見込	計画			
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	
専門職派遣回数	28	57	35	70	70	70	回
支援団体数	26	33	15	35	35	35	団体

コラム

地域で元気にすごすため専門職がお手伝い！
～ 地域団体等が行う介護予防に関する技術的支援 ～

町会や老人クラブなどの地域団体，趣味活動や体操などを実践しているサークルなどに，リハビリテーションの専門職や管理栄養士および栄養士を派遣し，講話と実技（運動）紹介，実践を通じて，介護予防活動を支援しています。

<2020年度のメニューの一例>

- ・ 転ばぬ先のからだづくり（自宅でできる体操指導）
- ・ 認知症のお話（予防）
- ・ いつまでもおいしく食べ続けるための「健口作り」を学びましょう！
- ・ 低栄養予防の食事

<問合せ先>

函館市保健福祉部高齢福祉課介護予防担当
電話 21-3082



基本施策 4	個別施策(4) 高齢期の健康づくり・疾病予防の推進
	ア 心身の健康の増進 【一部新規登載】 イ 感染症の予防

ア 心身の健康の増進

高齢者が健康でいきいきと豊かに暮らしていくためには、健康的な生活習慣を維持することで疾病を予防し、自立して生活できる期間（健康寿命）の延伸を図っていく必要があることから、市民一人ひとりの心身の状態に応じた健康づくりを推進します。

(ア) 生活習慣病の予防

健康診査，がん検診，骨粗しょう症検診等を実施し，疾病の予防および早期発見を行うほか，健康教育，健康相談等を実施し，食事や運動などの生活習慣の改善や，健康管理に関する正しい知識の普及を図ります。

a 健康教育の実施

成人および高齢者を対象に，生活習慣病予防や健康づくり等に関する正しい知識の普及を図るため健康教育を実施します。

b 健康相談の実施

心身の健康に関する個別の相談に応じ，必要な指導および助言を行い，家庭における健康管理を支援します。

c 訪問指導の実施

家庭において療養するうえで保健指導が必要な方に対し，心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図るため，保健師が訪問して本人およびその家族に対し必要な保健指導を実施します。

(イ) 健康づくり事業の実施

健康づくりのための三本柱「栄養・運動・休養」のほか，禁煙，適正飲酒，口腔の健康などの普及啓発を図るとともに，市民が気軽に楽しく健康づくりに取り組めるよう「はこだて市民健幸大学」を実施し，市民の健康づくりの支援を行います。

また，食生活を通じた健康づくりのボランティア活動を行うヘルスマイト（食生活改善推進員）を育成します。

a 歯科保健事業の実施

口腔保健センターにおいて歯科健診を実施するほか、施設等を対象に、口腔機能の維持・増進に関する啓発・事業を実施します。

【歯科保健啓発事業（「健口教室」）の参加状況】

	実績		見込	
	2018年度	2019年度	2020年度	
参加者数	623	413	222	人

b 健康増進センターの運営

生活習慣病を未然に防ぎ、認知症や寝たきりにならないで生活できる健康寿命を延ばすため、市民が手軽に安心して健康づくりのための運動を実践できる健康増進センターを運営します。

【健康増進センターの利用状況（65歳以上）】

	実績		見込	
	2018年度	2019年度	2020年度	
参加者数	18,221	16,435	7,512	人

イ 感染症の予防

高齢者の感染症の発症や重症化を予防するために、予防接種法に基づく各種の定期予防接種の費用を助成します。

【予防接種の実施状況（高齢者）】

	実績		見込	
	2018年度	2019年度	2020年度	
インフルエンザ予防接種者数	44,898	47,065	45,602	人
肺炎球菌感染症予防接種者数	6,555	2,693	3,731	人

基本施策5 主体的な社会参加の促進

<施策の目標> 高齢者が地域社会に主体的に参加できる環境を整えます

個別施策

- (1) 支え合い活動への参加支援
- (2) 生涯学習・スポーツ活動の推進
- (3) 就業機会の拡大

基本施策 5	個別施策(1) 支え合い活動への参加支援
	ア 介護支援ボランティアポイント事業 【再掲】
	イ 暮らしのサポーター養成事業 【再掲】
	ウ 生活支援体制整備事業 【再掲】

ア 介護支援ボランティアポイント事業 【再掲 44 ページ】

イ 暮らしのサポーター養成事業 【再掲 44 ページ】

ウ 生活支援体制整備事業 【再掲 44 ページ】

基本施策 5	個別施策(2) 生涯学習・スポーツ活動の推進
	ア 社会参加の促進
	イ 生涯学習の充実・促進
	ウ スポーツ活動の推進

ア 社会参加の促進

高齢者が地域社会の主要な構成員であることを自覚し、自らの経験や能力を生かして活動することは、生きがいづくりの一つの手段でもあり、活力ある地域社会を築くうえでも重要であることから、生きがい活動の支援に努めるとともに、交流の機会や場の整備・充実を一層促進するなど、高齢者の社会参加の拡大を図ります。

(ア) 老人クラブに対する支援

老人クラブでは高齢者の知識および経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を行っており、各老人クラブに運営費補助金を交付するとともに、老人クラブに対する指導事業や高齢者の社会活動を促進するための事業を実施している老人クラブ連合会に運営費補助金を交付します。

【老人クラブの加入状況】

	実績		見込	
	2018年度	2019年度	2020年度	
クラブ数	109	104	101	クラブ
会員数	5,497	5,034	4,722	人
60歳以上加入率	5.1	4.7	4.4	%

(イ) 高齢者交通料金助成事業の実施

70歳以上の高齢者を対象に、函館市内で交通系ICカード「イカすニモカ (ICASnimoca)」を使用して市電または函館バスに乗車した際、運賃の半額分のポイントを付与することにより交通料金を助成します。(上限1年度につき6,000円)

【高齢者交通料金助成事業の利用者数】

	実績		見込	
	2018年度	2019年度	2020年度	
利用者数	13,301	16,737	16,972	人

(ウ) 老人福祉センター

老人福祉センターは地域の高齢者が集い、交流を深め教養の向上を図るとともに、健康などの相談に応じる施設として市内3か所に設置しており、高齢者の閉じこもりの防止、生きがいづくりや地域におけるふれあいの場として活用されています。

【老人福祉センターの利用者数】

	実績		見込	
	2018年度	2019年度	2020年度	
湯川老人福祉センター(電話 57-6061)	62,844	56,282	7,583	人
谷地頭老人福祉センター(電話 22-0264)	63,713	54,809	3,658	人
総合福祉センター内老人福祉センター(電話 22-6262)	50,833	44,607	21,415	人
美原老人福祉センター(2020年3月31日閉館)	36,384	40,543	—	人

(I) ふらっと Daimon (高齢者等交流スペース)

函館駅前地区に高齢者などの交流や憩いの場の提供、福祉ボランティア活動の支援、福祉ショップや高齢者への生涯学習の場を設け、誰もが気軽に訪れることができ、居心地の良い空間を提供することにより、地域福祉を推進するとともに、中心市街地の賑わいを創出します。

【ふらっと Daimon の利用者数】

	実 績		見 込	
	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
一般利用	41,011	36,070	12,548	人
各種講座	9,250	9,492	2,560	人
高齢者対象大学	6,697	6,868	2,247	人
イベント等	2,187	1,010	160	人
合 計	59,145	53,440	17,515	人

イ 生涯学習の充実・促進

高齢者を含めた全ての人々が、生涯にわたって学習活動を行うことができるよう、多様な学習機会の提供に努めます。

(ア) 地域における学習環境の整備

図書館や公民館、小中学校等において、各種講座・教室の開催などをはじめとする学習事業を行います。

(イ) まなびっと広場の実施

学習活動を単位認定するシステムである「まなびっと広場」を実施します。

(ウ) 高齢者対象大学等の開講

高齢者が楽しみながら知識や教養を身につけ、仲間づくりを通して生きがいのある生活を実現し、豊富な社会経験・人生経験を地域社会に生かすための学習の場を提供します。

【高齢者対象大学等の受講者数】

		実績		見込	
		2018年度	2019年度	2020年度	
函館市高齢者大学*	青柳校	252	219	100	人
	湯川校	150	132	150	人
	大門校	250	248	253	人
函館市亀田老人大学*		150	150	150	人
戸井地区ふれあい学園（のべ） （電話 82-3150）		184	244	90	人
恵山ふれあいいきいき大学（のべ） （電話 85-2222）		195	156	100	人
高齢者ふれあいいきいき学級（楳法華）（のべ） （電話 86-2451）		35	12	24	人
南茅部沿岸漁業大学高齢者専科*（のべ）		35	43	0	人

*函館市高齢者大学・函館市亀田老人大学
（電話21-3445（函館市教育委員会生涯学習部生涯学習文化課内））
南茅部沿岸漁業大学高齢者専科
（電話25-3789（函館市教育委員会生涯学習部南茅部教育事務所内））

ウ スポーツ活動の推進

「スポーツ健康都市宣言」の理念を踏まえ、市民誰もが生涯にわたってスポーツや健康づくりに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現をめざし、スポーツ活動の機会の提供に努めます。

(ア) 総合型地域スポーツクラブの育成・支援

スポーツを通じて地域住民の健康増進と交流を進める総合型地域スポーツクラブの育成・支援を行います。

(イ) スポーツ大会、レクリエーションの開催

世代を超えて多くの市民が参加できるスポーツ大会、レクリエーションの開催を推進します。

基本施策 5	個別施策(3) 就業機会の拡大
	ア 高年齢者の雇用の確保と促進 イ シルバー人材センターへの支援 ウ 就業支援の実施等

高齢者の就業の機会を広げることは経済的な面ばかりではなく、生きがいづくりや健康保持の面から重要であることから、高年齢者*が健康で意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることができるよう、高年齢者の雇用確保や就業機会の拡大を図ります。

*高年齢者：55歳以上の人（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律）

ア 高年齢者の雇用の確保と促進

高年齢者雇用確保措置として、65歳までの定年年齢の引き上げ、希望者全員を対象とする65歳までの継続雇用制度の導入、定年制の廃止のいずれかの実施について、市内企業への周知に努めるとともに、企業が高年齢者の経験や技術を生かすことができるよう、高年齢者の雇用を促進する奨励金や助成金などの制度についてもホームページ等で周知します。

イ シルバー人材センターへの支援

高年齢者の就業機会の増大と福祉の増進をめざし、家事援助・介助サービスをはじめ、草刈り、塗装など幅広い分野のサービスを提供している公益社団法人函館市シルバー人材センター（問合せ先 電話 26-3555）に対する支援を継続します。

【シルバー人材センターの事業実施状況】

	実績		
	2018年度	2019年度	
会員数	905	889	人
就業延日人員	95,523	87,973	人
受注件数	7,633	7,120	人
受注額	280,408	275,958	人

ウ 就業支援の実施等

就業支援施設であるジョブサロン函館（テアオーデパート内：問合せ先 電話31-6060）において、高齢者のスキルや経験、適性を見極め、再就職を促進するためのカウンセリングや就職セミナー等を実施します。

基本施策6 暮らしやすいまちづくりの推進

<施策の目標> 高齢者が地域でいきいきと暮らせる生活環境の整備を進めます

個別施策

- (1) 市民協働の推進
- (2) 安心・安全な生活の確保
- (3) 福祉のまちづくりの推進
- (4) 高齢者向け住まいの充実

基本施策 6	個別施策(1) 市民協働の推進
	ア 市民活動への支援 イ 町会活動への支援

誰もがいきいきと自分らしく暮らすことができる地域社会の実現をめざし、市民や団体、行政といったあらゆる主体が互いに連携し、協働でまちづくりを進めるため、市民活動や町会活動への支援など、市民協働を推進します。

ア 市民活動への支援

市民や団体等が自ら主体的にまちづくりに取り組むことができる環境を整備するため、情報提供や各種相談、活動場所の提供など、市民主体のまちづくり活動を支援します。

【函館市地域交流まちづくりセンター（問合せ先 電話 22-9700）入館者数の推移】

	実績		見込	
	2018年度	2019年度	2020年度	
利用者数	123,693	114,152	55,800	人

イ 町会活動への支援

町会活動に係る経費の支援や、活動拠点となる会館の建設、備品・設備整備等に対する助成を行います。

基本施策 6	個別施策(2) 安心・安全な生活の確保
	ア 交通安全対策の強化 イ 消費者・防犯意識の啓発 ウ 防火・防災対策の強化 【一部新規登載】

ア 交通安全対策の強化

高齢者の交通事故を抑制するため、交通ルール等の習得はもとより、高齢者自身に加齢に伴う身体機能の低下による交通行動への影響を理解してもらえよう、交通安全教室の開催などの取組を進めます。

(ア) 交通安全教室の開催

関係団体等と連携して高齢者の交通安全教室等を開催し、事故の実態に応じた具体的な指導を行います。

(イ) 夜光反射材の普及促進

交通事故防止のための夜光反射材について、交通安全教室等を通じ、その効果・必要性を周知するとともに、普及促進に努めます。

イ 消費者・防犯意識の啓発

高齢者が強引な訪問販売・電話勧誘販売、預貯金詐欺・架空料金請求詐欺などによるトラブルに巻き込まれるケースが多く発生し、特にひとり暮らしの高齢者には、注意を促す情報を伝えることが必要となっていることから、関係機関と連携し、意識の啓発に努めます。

(ア) 救済制度の周知・啓発

トラブル事例の紹介など、消費者被害の未然防止のための情報提供やクーリングオフ制度などの救済制度の周知・啓発を図ります。

(イ) 相談窓口

函館市消費生活センター（問合せ先 電話 26-4646）や函館市市民部くらし安心課で相談を受け付けます。

ウ 防火・防災対策の強化

災害の発生を未然に防止し、災害による被害を最小限に止めるためには、公的機関による防災活動のみならず自主的な防災活動が重要な役割を果たすことから、自主防災組織への支援に努めるとともに、災害時には、高齢者など要配慮者が大きな被害を受けやすいことを踏まえ、避難支援対策を進めます。

(ア) 防火訪問の実施

消防職員・団員による一般家庭への防火訪問の際に、住宅用火災警報器の設置推進や適切な維持管理の周知を行うほか、日常の火気取扱いに対する安全確保などを行います。

(イ) 自主防災組織に対する支援

町会単位で設立される自主防災組織を育成するため、情報提供、訓練の協力、研修の実施、防災資機材貸与などの支援を行います。

また、防災総合訓練や出前講座、自主防災リーダー養成研修など、訓練や研修会を通じ、地域住民の防災意識の啓発と知識の向上に努めるほか、平成 28 年度に発足した函館市自主防災組織ネットワーク協議会の連携により、組織間の情報共有や合同避難訓練などを実施し、地域防災力の強化を進めます。

(ウ) 避難行動要支援者に対する支援

函館市避難行動要支援者支援計画に基づき、避難支援が必要となる方を把握するため、避難行動要支援者の名簿の作成・更新を行い、地域で協力・連携して支援します。

(エ) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・訓練に対する支援

函館市地域防災計画に定められた、災害に警戒すべき区域内における要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を支援します。

基本施策 6	個別施策(3) 福祉のまちづくりの推進
	ア 道路の整備
	イ 公園・緑地等の施設整備
	ウ 公共交通の利便性の向上 【一部新規登載】

高齢歩行者等の安全を確保するための道路環境の整備，誰もが安心して利用できる都市公園の整備や利便性の高い公共交通の構築を進めます。

ア 道路の整備

高齢者・障がい者が数多く通行している公共施設周辺における歩道の段差や勾配の解消，視覚障がい者誘導用点字ブロック等を設置し，バリアフリー化を進めます。

イ 公園・緑地等の施設整備

地域住民に，スポーツ・レクリエーション，健康づくり，地域コミュニティの活動の場として，良好な緑のオープンスペースを提供するため，公園・緑地等の施設整備を進めます。

また，高齢者の健康志向に対応するため，健康器具を設置し，高齢者の利用促進を図ります。

ウ 公共交通の利便性の向上

買い物や通院などの市民生活に欠くことができない公共交通について，将来にわたって持続可能な公共交通網を構築するため，効率的で分かりやすいバス路線網への再編を進めます。

また，高齢利用者の利便性，安全性の向上を図るため，ユニバーサルデザインタクシーや超低床ノンステップバス，低床電車の導入を促進します。

基本施策 6	個別施策(4) 高齢者向け住まいの充実					
	ア 高齢者福祉施設への入所・入居					
	イ 高齢者向け住宅の供給確保					
	ウ 住宅改修等への支援					

ア 高齢者福祉施設への入所・入居

ひとり暮らしなど在宅での生活に不安のある方を対象とした介護保険施設以外の老人福祉施設等については、地域的な配置や既存の社会福祉施設などの社会資源の状況、入所(入居)希望の動向等を考慮しながら、良質なサービスの提供を図ります。

(ア) 養護老人ホーム

介護の必要性は低いものの、家庭環境上の理由や経済的理由により在宅において、生活することが困難な方に対して、市の措置により養護老人ホームへの入所を進めます。

なお、入所後に要介護度が重くなるなど、介護の必要性が高くなった場合には、介護保険制度による特定施設入居者生活介護のサービスを施設内で受けることができます。

【施設数と定員】

	実績		見込	計画			
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	
施設数	2	2	2	2	2	2	か所
定員	270	270	270	270	270	270	人

(イ) 軽費老人ホーム(ケアハウス)

家庭環境や住宅事情に加え、身体的な理由から在宅において独立して生活することに不安のある方について、ケアハウスへの入所を進めます。

【施設数と定員】

	実績		見込	計画			
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	
施設数	5	5	5	5	5	5	か所
定員	205	205	205	205	205	205	人

(ウ) 生活支援ハウス

自立または要支援と判定され、在宅での生活に不安のある高齢者に対し、介護支援機能、居住機能および交流機能を備えたサービスを総合的に提供する生活支援ハウスへの入居を市の決定により進めます。

【施設数と定員】

	実績		見込	
	2018年度	2019年度	2020年度	
施設数	2	2	2	か所
定員	21	21	21	人

(I) 有料老人ホーム

入居サービスおよび介護や生活支援等のサービスを提供する高齢者向けの居住施設である有料老人ホームについては、適切なサービス提供が行われるよう指導助言します。

また、未届けの施設があった場合は、設置者に対し届出を行うよう指導します。

【施設数と定員】

	実績		見込	
	2018年度	2019年度	2020年度	
施設数	67	68	70	か所
定員	2,216	2,294	2,377	人

イ 高齢者向け住宅の供給確保

今後の高齢化のさらなる進行に伴い、高齢者の単身または夫婦のみの世帯の増加が続くと見込まれており、高齢者が在宅で安心して暮らせる住宅が求められていることから、高齢者が在宅で自立した生活が営めるよう、多様な居住支援サービスが付加された住宅が確保できる取組などを進めます。

(ア) サービス付き高齢者向け住宅の登録情報の公開

居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の整備に加え、安否確認や生活相談サービスの提供により、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えた住まいであるサービス付き高齢者向け住宅について、制度に基づき登録された住宅に関する情報をインターネットや窓口等で公開します。

【住宅数と戸数】

	実績		見込	
	2018年度	2019年度	2020年度	
住宅数	42	43	41	件
戸数	1,285	1,456	1,394	戸

(イ) 市営住宅への優先入居

住宅市場において、負担能力に見合った家賃の住宅の確保が困難な高齢者の入居機会を拡大するため、市営住宅において、福祉サービスと連携したシルバーハウジングを花園団地において継続して供給するほか、既存住宅の単身あるいは二人世帯向け住戸などを特定目的住宅として指定し、高齢者が優先して入居することができる住宅の供給に努めます。

【戸数】

	実績		見込	
	2018年度	2019年度	2020年度	
戸数	1,479	1,479	1,479	戸

ウ 住宅改修等への支援

高齢者の身体の状況に応じた、きめ細かな住宅の改修方法などについて、安心して相談できる体制の充実に努めるとともに、トイレや浴室などの改修に必要な費用の一部を助成します。

(ア) 相談窓口の設置

住宅改修の相談窓口として、一般財団法人函館市住宅都市施設公社（問合せ先 電話 40-3607）が住まいに関する様々な相談に対し、アドバイスを行います。

(イ) 既存住宅のバリアフリー化の促進

住宅のバリアフリー化の各補助制度について、制度の周知に努め、利用を促進します。

a 函館市住宅リフォーム補助制度（バリアフリー改修工事など）

対象者：市内に自らが所有し、居住する住宅を改修する方、

市内に所有している住宅を改修して居住する方

補助額：市が定めた基準額の 20%以内、上限 20 万円

【補助件数】

	実績		見込	
	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
補助件数	70	66	63	件
うちバリアフリー改修補助件数	61	61	58	件

b 函館市いきいき住まいリフォーム助成事業

対象者：所得税非課税世帯に属する身体機能の低下した高齢者、重度の身体障がい者

助成額：改造工事に要する費用の 2/3、上限 50 万円

【助成件数】

	実績		見込	
	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
助成件数	5	0	3	件

c 介護保険サービスの住宅改修

対象者：在宅の要支援、要介護者

支給額：改造工事に要する費用の 9/10（8/10，7/10），上限 20 万円

【住宅改修件数】

	実績		見込	
	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
支給件数	1,038	1,084	1,080	件

第3節 基本方針Ⅲ 安定した介護保険制度の構築

施策の方向性と取組の内容

今後も少子高齢化が進み、介護分野の人的制約が強くなっていくなかで、ケアの質を確保しながら必要なサービス提供ができるよう、人材の確保や介護業務の効率化、質の向上を図ることが重要です。

このため、介護職員初任者研修の受講に対しての支援、元気な高齢者（アクティブシニア）や再就職を希望する方に対しての介護業界への参入促進等の人材確保施策、介護サービス事業者の文書事務等の負担軽減などに取り組むほか、介護サービス従事者を対象とした研修等を実施し、サービスの質の向上を図ります。

また、介護保険制度は公費と被保険者の保険料により運営する社会保険制度であることから、保険料の適切な賦課や介護認定の公平性・公正性を確保するとともに、介護給付等の費用の適正化に取り組みます。

このほか、新型コロナウイルス感染症の流行下にあっても、高齢者が必要なサービスを受けることができるよう、市と北海道、保健所、医療機関、介護サービス事業所等が適時・適切に連携を図り、感染拡大の防止とサービス提供体制の確保に努めます。

基本施策7 介護保険制度の適正な運営

<施策の目標> 介護保険制度の適正な運営を進め、効果的・効率的な介護給付を実施します

個別施策

- (1) 情報発信の充実
- (2) 人材の確保と業務改善の推進
- (3) 事業者への支援・指導体制の充実
- (4) 低所得者向け施策の実施
- (5) 介護認定の公平性・公正性の確保
- (6) 介護給付適正化計画の推進

基本施策 7	個別施策(1) 情報発信の充実
	ア 制度の周知・啓発 【一部新規登載】 イ 介護サービスに関する情報提供

ア 制度の周知・啓発

介護保険制度や本市が実施する高齢者保健福祉サービスを広く市民に周知するため、制度の仕組みや各種サービスの内容を掲載した「介護保険と高齢者福祉の手引き」や、介護サービス等の利用の流れをわかりやすくまとめたパンフレットを作成し、市の窓口などで配布するほか、地域の各種団体などの要請に応じ、介護保険制度についての出前講座を行うなど、介護保険制度や高齢者保健福祉サービスの周知啓発に努めます。

イ 介護サービスに関する情報提供

市内の介護サービス事業所の所在地や電話番号を掲載した函館市内介護保険事業所一覧を相談窓口で配布するほか、介護サービス計画作成時にあたり利用者の相談等に役立つよう、事業所ごとの加算の算定状況や実費負担となる料金の内容等を掲載した介護サービス事業所体制等一覧および居宅介護支援事業所の新規受け入れ可能件数を、市のホームページを通じて情報提供するなど、介護サービスに関する情報提供に努めます。

基本施策 7	個別施策(2) 人材の確保と業務改善の推進
	ア サービス従事者の育成と質の向上
	イ 介護職員の人材確保 【一部新規登載】
	ウ 介護サービス事業者の文書事務等の負担軽減 【新規登載】
	エ 介護サービスにおける事故防止の徹底

ア サービス従事者の育成と質の向上

介護支援専門員(ケアマネジャー)は、要介護高齢者等が適切な介護サービスを利用できるように、利用者の心身の状態やサービス利用に対する希望などを考慮して、介護サービス計画の作成やサービス提供事業者との連絡調整等を行う介護保険制度の要となる役割を担っていることから、介護支援専門員(ケアマネジャー)を対象とした定期的な研修・指導を実施します。

また、介護・福祉施設等職員が高齢者等に配慮したより質の高いサービスを適切に提供できるよう研修会などを行います。

イ 介護職員の人材確保

介護サービス事業所における新たな人材の参入と職員の定着およびキャリアアップを促進し、介護人材の安定的な確保と質の高いサービス提供を図るため、介護職員初任者研修の受講に対して市独自に支援を行うほか、介護職の業務負担の軽減や労働環境の改善を目的として、元気な高齢者（アクティブシニア）や再就職を希望する方等の地域人材を直接介助以外の補助業務に従事する「介護助手」として雇用した事業所に雇用奨励金の支援を行うなど、国や北海道、事業者等とも連携を図りながら人材確保に向け取り組みます。

このほか、潜在介護職員等を対象に、講義や演習、職場体験、就職面接等により就労を支援することで、介護人材の確保を図ります。

ウ 介護サービス事業者の文書事務等の負担軽減

介護業務の効率化の観点から、国の方針に基づき、介護サービス事業者の申請書類等の様式の見直しや手続きの簡素化、実地指導の標準化などに取り組み、文書事務等の負担軽減を進めます。

エ 介護サービスにおける事故防止の徹底

サービス提供中に利用者の転倒骨折などの事故が発生した場合、速やかに家族に報告するとともに、事業者自らが事故発生の原因を分析し、詳細な検証を行うなど、具体的な再発防止策を講じ、市へ報告書を提出するよう規定しており、市は提出された報告書を踏まえ事故の未然の防止について指導します。

【事故報告の状況】

	実績			
	2018年度	2019年度	2020年度*	
事故報告件数	596	729	251	件
誤薬	273	307	88	件
転倒	179	260	108	件
転落	10	15	8	件
誤嚥	19	26	6	件
その他	115	121	41	件
うち骨折事故	223	277	124	件

*2020年度は9月末日までの実績

基本施策 7	個別施策(3) 事業者への支援・指導体制の充実
	ア 適正な事業者の指定 イ 事業者への指導・監査

ア 適正な事業者の指定

介護サービス事業者の指定にあたっては、適正な事業者の参入が円滑に行われるよう公正な指定を行います。

イ 事業者への指導・監査

介護サービス事業者のサービスの質の確保と向上を図るため、事業者への指導を実施するほか、事業者の法令遵守の徹底を図るとともに、指定基準違反や不正請求が疑われる事業者に対しては、迅速に監査を実施し、必要な措置を講じるなど、介護保険事業の適正な運営に努めます。

実地指導は、原則として国の指針に基づく標準確認項目により実施しますが、必要に応じてその他の項目についても適宜確認し、適正に指導するよう努めます。

【指導監査の実施状況】

		実 績			
		2018 年度	2019 年度	2020 年度*	
実地指導		264	318	89	件
集団指導		544	557	0	事業所
監査		4	2	2	件
結 果	文書口頭指導	204	223	61	件
	改善勧告	4	2	2	件
	改善命令	0	0	0	件
	指定の停止	0	0	0	件
	指定の取消	0	0	0	件

*2020年度は9月末日までの実績

基本施策 7	個別施策(4) 低所得者向け施策の実施
	ア 介護保険料の軽減
	イ 介護保険料の減免
	ウ 利用者負担の軽減

ア 介護保険料の軽減

所得段階が第1段階から第3段階の方を対象に、公費投入により、保険料の基準額に対する割合を引き下げる軽減を実施します。

イ 介護保険料の減免

災害、失業等の理由で保険料の納付が困難な方に対し、保険料の納付の猶予や減免を実施します。また、所得段階が第2段階・第3段階の方のうち、所得が低く生活に困窮している方に対し、一定の条件を満たす場合、申請により保険料を減免します。

ウ 利用者負担の軽減

低所得者に対する利用者負担の軽減策として、障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置、社会福祉法人による利用者負担軽減制度の支援などを引き続き実施します。

基本施策 7	個別施策(5) 介護認定の公平性・公正性の確保
	ア 訪問調査
	イ 介護認定審査会

ア 訪問調査

介護認定に係る訪問調査の公平性・公正性の確保と調査員の質的向上を図るため、調査員に対する継続的な研修・指導等に努めます。

イ 介護認定審査会

介護認定に係る訪問調査の結果および主治医意見書をもとに、介護の必要度（要介護状態等区分）の判定を行う介護認定審査会において、公平で統一性が保たれた判定を行うため、審査会委員の必要な知識、技術の修得および向上に努めます。

基本施策 7	個別施策(6) 介護給付適正化計画の推進
	介護給付適正化計画の推進

介護給付適正化計画（148 ページ参照）に従って、要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知を実施し、介護給付等の適正化を進めます。